

申請書提出前のチェックリスト(相続用)

法務局

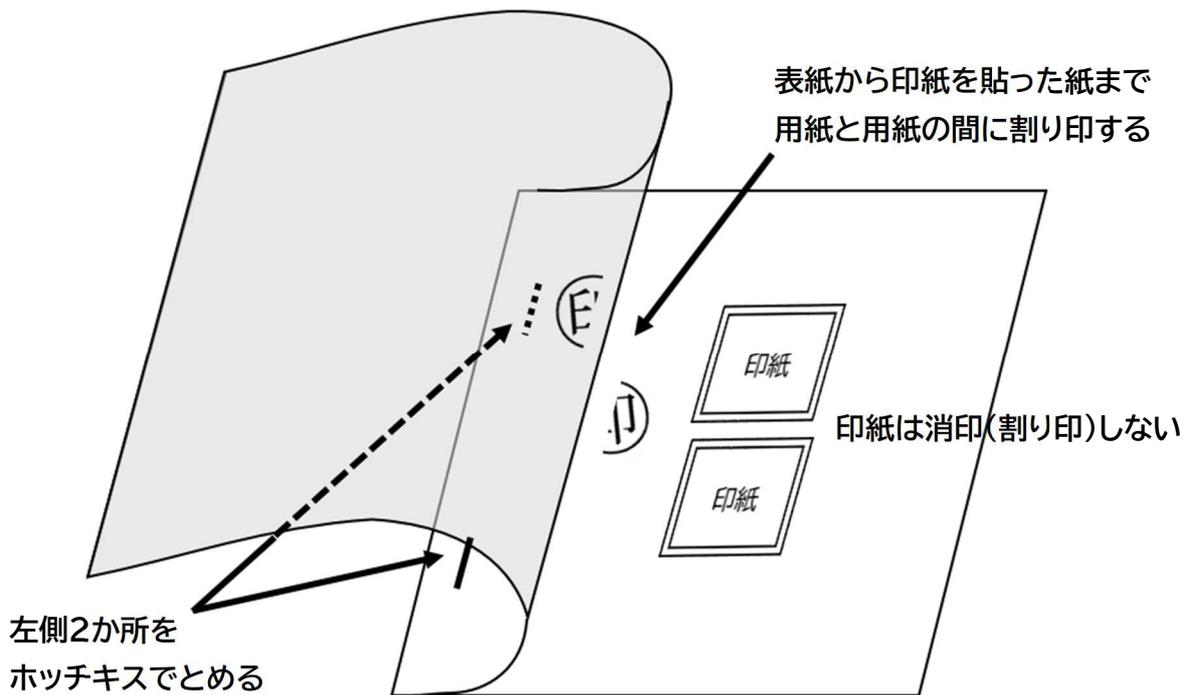
以下の事項を確認して、右の口にチェックしてください

1	申請する不動産の管轄登記所、被相続人、相続人は同じですか？ これらが違う不動産は、 1件の申請書では申請できません。	<input type="checkbox"/>
2	提出先の法務局(管轄)に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
3	原因(登記原因及びその日付)は記載していますか？ 日付は 被相続人が亡くなった日 です。	<input type="checkbox"/>
4	共有となる場合、氏名の前に持分を記載していますか？	<input type="checkbox"/>
5	申請人(または代理人)の連絡先は記載していますか？ 平日 8:30 から 17:15 までの間に連絡できる電話番号を記載してください。	<input type="checkbox"/>
6	職権で住所・氏名変更登記をするための検索用情報は記載していますか？ 令和7年4月21日以降に申請する場合は、相続人の氏名の振り仮名、生年月日及びメールアドレスの記載が必要です。 詳しくは法務省のホームページ(「検索用情報」で検索)をご覧ください。 	<input type="checkbox"/>
7	不動産の表示は正確ですか？ 登記事項要約書(または登記事項証明書)のとおりに記載してください。 登記されていない建物を相続した場合は、相続登記の前に表題登記が必要です。	<input type="checkbox"/>
8	登録免許税の計算は正しいですか？ 「登録免許税計算補助シート」で確認してください。	<input type="checkbox"/>
9	免税対象の土地がある場合、根拠条項を記載していますか？ 記載がないと免税されません。	<input type="checkbox"/>
10	登録免許税が必要な場合、収入印紙は貼っていますか？ 印紙の消印は法務局が行いますので、 消印(割り印)はしないでください。	<input type="checkbox"/>
11	遺産分割協議書を添付する場合、法定相続人全員が実印を押していますか？	<input type="checkbox"/>
12	添付書類に漏れはありませんか？ 添付書類は、原本の還付を受ける場合を含め、必ず 原本を提出 してください。	<input type="checkbox"/>
13	固定資産税評価額が記載された書類は添付していますか？	<input type="checkbox"/>
14	申請書のとじ方やまとめ方は、裏面に示したとおりになっていますか？ 裏面をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

※ すべてにチェックしても補正がないとは限りません。

作成したリストは、申請書と一緒に提出してください。

申請書のとり方



申請書と添付書類のまとめ方

下の順にしてクリップなどでとめてください。

原本還付を受ける場合、登記後に返却を受ける原本は、別途クリップなどでまとめて提出してください。

